



江南市市民自治に

よるまちづくり

基本条例の中身

その1

今回からは、具体的に、条例の中身を説明します。

第1条では、条例制定の

目的が定められています

まちづくりの基本原則や、市民の権利、義務、議会、議員、市長、市職員の責務、市政運営のあり方などを規定することにより、自立した地域社会を実現することを目的としています。

第2条では、条例の位置付け
が定められています

基本条例といっても、他の条例と同様、条例の一つですが、「市民自治」によるまち

づくりに関する最も基本的な意思の表明をしており、他の条例等の制定、改廃の際には、この条例の趣旨を最大限尊重し、適合させなければなりません。

第3条では、この条例で

使われる用語の内、共通な

認識を要する10個の用語

を定義しています

ここでは、その中の一つ「まちづくり組織」の定義を紹介します。

まちづくり組織とは…まちづ

くりのために構成された組織で、主には区・町内会や、まちづくりを主な目的として公益活動を行うNPOなどの組織と定義しています。（法人格の有無は関係ありません）

問合せ 地域協働課（内線3

23）

よく知ろう！

